

議案 1

木花地域乗合タクシー運行実施計画の

変更について

主な変更点は次のとおりです。

① 利用促進事業の実施

利用促進を行うため、実施計画に「利用促進事業」の項目を追加します。

② 運賃支払い方法の変更

利用促進事業で使用するタクシー券の使用を可能にするとともに、支払い方法の多様化に対応するため支払い方法を変更します。

③ 請求書様式の変更

利用促進事業の実施に伴い、運行会社から提出してもらう請求書の洋式を変更します。

木花地域乗合タクシー運行協議会 運行実施計画

<変更案>

1. 利用促進事業の実施について（新規追加）

運行実施計画書に新たに下記の項目を追加する。

2 2. 利用促進事業

運行協議会は事業受託者と協議の上、利用促進事業を適宜実施する。

事業内容については、細部計画「1 4. 利用促進事業内容」のとおりとする。

（利用促進事業内容）

細部計画「1 4. 利用促進事業内容」

・乗合タクシー券配布事業

新規利用登録時、登録者に対して配布日より3ヶ月間有効の乗合タクシー券（100円5枚綴り）を配布する。

なお、公平を期すため、既存の登録者に対しても期日を定めて同様の乗合タクシー券を配布する。

《追加理由》

令和3年9月1日現在126名の登録者がいるが、そのうちタクシーを利用したことのある方が27名と登録者全体の20%程度に留まっている。

これは、利用方法が一見すると難しく感じられるという利用者の心理的な要因が、利用に対するハードルを上げているものと推察できる一方、実際に利用した方からは、『利用方法が難しそうだったが、案外簡単だった』などの意見もある。

そのため、初回利用の動機付けを行うため、登録者に対しタクシー券を配布することで、乗合タクシーの利用を促し、利用者の増大を図りたい。

2. 利用者運賃の支払い方法について（変更）

運行実施計画書「1 4. 利用者運賃」の支払方法を下記のとおり変更する。

変更前

1 4. 利用者運賃

利用者は原則としてタクシー運賃の概ね1/3の額を負担する。（10円未満の端数切上）
但し、乗合（2人以上）の場合は、概ね地区ごとに予め負担額を設定し、距離別及び地区別利用者運賃（細部計画「9. 地区別利用者・契約者運賃」のとおりとする。）

利用者運賃は乗車券等の発券は行わず現金払いとし、1乗車ごとに乗務員に支払うものとする。また、クレジットカードやタクシー券等での支払いはできないものとする。

利用者に同伴する1歳未満の小児については無料とし、未就学児（1歳から6歳）については1人までは無料とする。ただし、2人目以降は、1人につき1人分の運賃を支払うものとする。

変更後

14. 利用者運賃

利用者は原則としてタクシー運賃の概ね1/3の額を負担する。(10円未満の端数切上)
但し、乗合(2人以上)の場合は、概ね地区ごとに予め負担額を設定し、距離別及び地区別利用者運賃(細部計画「9. 地区別利用者・契約者運賃」のとおりとする。)

利用者運賃は原則現金払いとし、1乗車ごとに乗務員に支払うものとする。

ただし、事業受託者の同意が得られれば、交通系ICカード、乗合タクシー券など現金以外での支払いも可能とする。

利用者に同伴する1歳未満の小児については無料とし、未就学児(1歳から6歳)については1人までは無料とする。ただし、2人目以降は、1人につき1人分の運賃を支払うものとする。

《変更理由》

- ・上記『1. 利用促進事業の実施』に伴い、乗合タクシー券での支払いも可能とするため。
- ・将来的な支払い方法の多様化を見込み、交通系ICやQR決済など現金以外の様々な支払い方法も事業者との協議の上、利用可能にするため。

請求書

木花地区乗合タクシー運行協議会 殿

¥

円也

ただし、 年 月分乗合タクシー運行委託料差額分(③)及び
乗合タクシー券利用分(④)として

年 月 日

事業者名

① 月分委託料額: 円

② 月分利用者運賃収入額: 円

③ 月分委託料差額(①-②): 円

④ 月分乗合タクシー券利用分
(内訳: 100円 × 枚) 円

令和3年度

運行実施計画・細部計画書

■ 木花地域乗合タクシー運行協議会 ■

令和3年度木花地域乗合タクシー「このはな号」運行実施計画

1. 運行目的

木花地域は、宮崎市の南東部に位置し面積が65.52Km²と地域自治区の中で、高岡、田野に次いで3番目に大きく、中心部・山間部、沿岸部に広く点在した居住形態となっている。現在の公共交通の路線は国道や県道を中心に整備されており、山間部、沿岸部では公共交通の利便性の悪い地域・集落が多数点在している。特に、鏡洲地区や加江田地区は、公共交通空白地帯となっている。

平成2年3月末をもって、それまで運行されていた「木花・塩鶴間」の宮崎交道路線バスが乗車人員の減少により廃止され、平成2年から平成3年3月末まで、1年間宮崎市の運行補助を得ながら運行したが、乗車人員の増加が図られず廃止路線となった。そのような中、買物や通院・通学のための交通手段の確保の観点から、「鏡洲地区巡回バス推進協議会」を平成17年11月に立ち上げ、平成18年には「コミュニティバス導入検討委員会」を設置し、鏡洲地区に加え、加江田地区の公共交通の確保の検討を開始した。その検討から約1年後の、平成19年12月10日に「木花巡回バス・このはなバス」の運行を開始し、木花全域を網羅する地域の公共交通手段としての役目を担ってきた。

しかし、当初右肩上がりに伸びていた乗車人員も、平成27年の1万1千人弱の利用者数をピークに減少。現在では採算ベースの9千人を大きく下回る約7千5百人の乗車人員となり、このまま運行を継続する事が困難な状況となっている。平成29年度に実施した「木花の公共交通に関するアンケート」では、約7割の方々が木花巡回バスの継続運用を求めながらも利用率は4%と低く、9割の方々はマイカーの利用を行っている現状が確認され、今後団塊の世代の方々が75歳以上となる2025年に向かって、新たな交通手段の検討を行うため、「木花地域公共交通検討委員会」を立ち上げ、さまざまな形態を検討してきた。

「利便性の向上と door to door」をキーワードに12年間運行した「このはなバス」の運行形態を、地域住民のニーズに合わせた乗合タクシー「このはな号」へと移行させ、既存の路線バス（宮崎交通）、JR日南線、一般タクシーとの連携を密にし、木花地域の高齢者や身体障がい者等の医療機関受診や買物、小学生の通学などの交通手段の確保を目指す。

2. 実施団体

このはな号は、地域内の各種団体で構成された木花地域乗合タクシー運行協議会（以下「運行協議会」）が、運行業務を令和3年度木花地域乗合タクシー「このはな号」運行細部計画（以下細部計画）「1. 事業受託者」に該当するタクシー事業者（以下「事業受託者」）に委託し実施する。

3. 事務所

運行協議会の事務所は宮崎市大字熊野591番地（宮崎市木花地域センター内）に置く。

4. 事業財源

事業財源は、運行協議会構成団体による拠出金、協力団体（企業）からの寄付金、登録者からの登録料及び利用料（運賃）、更に宮崎市からの補助金とする。

5. 運行期間

運行期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日の1年間とする。

6. 運行区域とコース

運行区域は宮崎市木花地域自治区の全区域及び清武地域の一部（下表）とし、運行時間を重視した時間優先での運用形態としながら、木花地域センター周辺地区と学園木花台商業施設周辺地区の買物と病院等への路線の確保を意識したコース設定とする。

各コースの構成地区は細部計画「2. コース構成地区」のとおりとし、指定地区の詳細は細部計画「3. 指定地区」のとおりとする。

大字熊野	大字加江田	大字鏡洲	学園木花台西1丁目
学園木花台西2丁目	学園木花台北1丁目	学園木花台北2丁目	学園木花台北3丁目
学園木花台南1丁目	学園木花台南2丁目	学園木花台南3丁目	学園木花台桜1丁目
学園木花台桜2丁目	清武町船引		

7. 運行日

運行日は、祝日を含む月曜日から土曜日までの週6日とする。

日曜日及び、年末年始（12月28日から1月3日）、お盆（8月13日から15日）は、運休とする。

8. 運行便名

このはな号には『上り便』と『下り便』を設ける。『上り便』は、各地区（自宅）から指定地区に向かう便、『下り便』は、指定地区から、学園木花台商業周辺地区の指定地区や各地区（自宅）に向かう便とする。『上り便』『下り便』の詳細は細部計画「4. 『上り便』『下り便』」のとおりとする。

9. 運行について

このはな号は、door to door を意識した運用形態を行う事から、待合所並びに停留所を設けず、原則、各地域（自宅）及び木花地域センター周辺地区や学園木花台商業施設周辺地区を中心とした指定地区両所の乗降可能とする。

10. 運行便数

1日の運行便数及び出発時刻（ダイヤ）はAコース、Bコースともに下表のとおりとする。なお、それぞれの出発時刻は、最初に乗車する人の出発時刻とする。ただし、『上り便』『下り便』とも予約が無い場合には運休とする。

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
上り便	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	13:30	15:30
下り便			9:30	10:30	11:30	15:00	16:00

11. 利用者

このはな号の利用者は、木花地域内に居住し、普段の交通手段の確保に困っている者で細部計画「6. 登録要件」を満たす人とする。

12. 事前登録

このはな号を利用する者は、事前に細部計画「7. 登録手続」に沿って登録しなければならない。また、運行協議会事務所は、登録者に登録終了後速やかに同手続に記してある登録証を交付しなければならない。

13. 登録解除

運行協議会は、登録者が細部計画「8. 登録解除要件」に該当する場合は登録を解除することができる。その場合の登録料は原則返還しない。

14. 利用者運賃

利用者は原則としてタクシー運賃の概ね1/3の額を負担する。(10円未満の端数切上) 但し、乗合(2人以上)の場合は、概ねの地区ごとに予め負担額を設定し、距離別及び地区別利用者運賃(細部計画「9. 地区別利用者・契約者運賃」)のとおりとする。

利用者運賃は乗車券等の発券は行わず現金払いとし、1乗車ごとに乗務員に支払うものとする。また、クレジットカードやタクシー券等での支払いはできないものとする。

利用者に同伴する1歳未満の小児については無料とし、未就学児(1歳から6歳)については1人までは無料とする。ただし、2人目以降は、1人につき1人分の運賃を支払うものとする。

15. 委託料

事業受託者の委託料(契約者運賃)はタクシー利用料の実費額とし、2名以上同乗する場合には実費額と乗車者支払額を精算するものとする。

16. 使用車両

使用車両は小型車の運行とし、それぞれの乗車定員は細部計画「10. 乗車定員」のとおりとする。乗車(利用予約者)人数が定員を上回った場合には、原則、先着順とするが、受託事業者が配車可能な場合は、増車もしくは、運行協議会と協議を行った上で特定大型車での運用も可能とする。

17. 事前予約

このはな号を利用する場合は、必ず事前に予約をし、乗車時には運行協議会より交付された「登録証」を携帯しなければならない。なお、予約の受付時間等は細部計画「11. 利用方法」のとおりとする。

18. 予約センター

このはな号の予約センターは、事業受託者の配車センターとし、予約の受付、配車業務、運行営業所への連絡等を行う。予約センターの従事者は事業受託者の社員とし、予約センタ

一に掛かる経費は事業受託者の自己負担とする。予約センターの業務内容等については細部計画「12. 予約センター業務内容」のとおりとする。

19. 運行営業所

このはな号の運行営業所は事業受託者の営業所とし、予約センターから送付されてきた配車計画表に沿って、運行業務を遂行する。運行営業所の業務内容等については細部計画「13. 運行営業所業務内容」のとおりとする。

20. 運行状況の報告

事業受託者は毎月15日（土・日祝祭日の場合は翌日）までに前月の運行状況を運行協議会事務所に報告（細部計画 様式7）しなければならない。また、報告方法についてはFAXや電子メールでも可とする。

21. 事業費の請求・支払

- ①事業受託者は毎月15日（休日の場合は翌日）までに前月分の請求書（細部計画 様式8）及び運行明細書（細部計画 様式9）を運行協議会事務所に提出する。
- ②運行協議会は提出された請求書及び運行明細書を精査し、毎月末（金融機関休日の場合は翌営業日）までに口座振込によって支払うものとする。ただし、支払金額はすでに利用者が納めた運賃との精算後の額とし、振込手数料を差し引いた金額とする。

令和3年度木花地域乗合タクシー「このはな号」運行細部計画

1. 事業受託者

令和3年度木花地域乗合タクシー「このはな号」運行実施計画（以下実施計画書）第2項に関する事業受託者は、木花地域で乗合タクシー運行可能な事業者とし、次の条件を満たす事業者とする。

- ①「このはな号」の趣旨に賛同していること。
- ②運行開始までに道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条の運行許可が取得可能なこと。
- ③2社以上の受託になった場合には他事業者と連携を図り、配車業務や運行業務等が支障なく実施できること。
- ④運行日の運行時間帯には常に運行可能な小型車を2台を確保できること。
- ⑤予約センターの業務（細部計画12.予約センター業務内容）が実施可能であること。

2. コース構成地区

実施計画第6項に関する各コースの構成地区は下表のとおりとする。但し、鏡洲地区から清武地域の買物及び病院の利用、木花地域センター周辺地区から青島自然休養村センター及び青島パークゴルフ場への特例運行を実施するものとする。

Aコース	加江田 1・2・3	島山	木崎上・下	木花・今江	指定地区①	指定地区②
Bコース	赤木・九平	鏡洲上・下	下原・宮ヶ 田瀬・熊野	学園木花台 全自治会	指定地区②	指定地区①

※指定地区①：木花地域センター周辺地区、指定地区②学園木花台商業地周辺地区

3. 指定地区

実施計画第6項並びに第9項に関する指定地区は、別紙1に記載された木花地域センター周辺地区や学園木花台商業施設周辺地区の商業施設・病院等、及び、宮崎交通との接続場所としてのサンマリン前停留場、タウンセンター停留場、JR木花駅、とする。また、特例運行として清武地域の商業施設・病院、及び青島自然休養村センター、青島パークゴルフ場とする。

4. 『上り便』『下り便』

実施計画第8項に関する運行種類ごとの『上り便』『下り便』の定義は下表のとおりとする。

上下便名	出発地 ⇒ 到着地
上り便	各地域（自宅）⇒ 指定地区（木花地域センター周辺・学園木花台商業地周辺） 木花地域センター ⇒ 自然休養村センター ⇒ 青島パークゴルフ場 赤木・九平（自宅）⇒ 鏡洲上（自宅） ⇒ 清武総合支所周辺地区 伯田（自宅） ⇒ 清武総合支所周辺地区
下り便	指定地区（木花地域センター周辺・学園木花台商業地周辺）⇒ 各地域（自宅） 青島パークゴルフ場 ⇒ 自然休養村センター ⇒ 木花地域センター 清武総合支所周辺地区 ⇒ 鏡洲上（自宅） ⇒ 赤木・九平（自宅） 清武総合支所周辺地区 ⇒ 伯田（自宅）

5. 出発時刻

実施計画第 10 項に関する出発時刻は、最初に乗車する人（自宅・指定地区）の出発時刻とし、別紙 2 の時刻表のとおりとする。

6. 登録要件

実施計画第 11 項に関する登録要件は、原則、次のとおりとする。また、期間限定登録者についても同条件とする。

- ①年齢制限は特にもうけない。ただし、未就学児の登録はできないものとする。
- ②介助者なしでタクシーの乗り降りが可能な人。ただし、介助者が同乗する場合は利用可能とする。

7. 登録手続

実施計画第 12 項に関する登録手続は次のとおりとする。ただし、登録は 1 回限りであるが、記載事項に変更が生じた場合にはその都度、「記載事項変更届（様式 2）」を提出しなければならない。また、登録解除等による登録料の返還は、原則行わない。

- ①登録希望者は登録申請書（様式 1）を運行協議会事務所に提出し、併せて登録料 1 千円（1 人）を納付する。
- ②運行協議会事務所は登録者に登録者氏名、登録番号を記した登録証（様式 3）を速やかに交付する。
- ③登録手続完了者には仮登録証（様式 4）を貸与する。
- ④仮登録証の貸与を受けた登録者は、登録証が届き次第速やかに仮登録証を運行協議会事務所に返却しなければならない。

8. 登録解除要件

実施計画第 13 項に関する登録解除要件は次のとおりとする。

- ①登録者が死亡した場合。
- ②登録者から解除の願いが出された場合。
- ③虚偽の申告によって登録を行った場合。
- ④登録者が同乗者に迷惑をかける行為や乗務員の指示にしたがわない行為を繰り返した場合。
- ⑤運行協議会長が登録者としてふさわしくないと判断した場合。

9. 地区別利用者・契約者運賃

単独利用者の利用運賃は、別紙 3 のとおりとする。（タクシー実費の概ね 1 / 3）
乗合の場合は、出発地区に応じて別紙 4 のとおりとする。

10. 乗車定員

実施計画第 16 項に関する乗車定員は原則として 3 名とする。なお、利用者から 4 名乗車の希望があった場合には 4 名を定員とする。また、乗車（利用予約者）人数が 4 人を上回った場合には、原則、先着順とするが、受託事業者が配車可能な場合は、増車もしくは、運行協議会と協議を行った上で特定大型車での運用も可能とする。

11. 利用方法

実施計画第 17 項に関する予約の受付期間や予約の方法は次のとおりである。

① 『上り便』『下り便』 共通

ア) 『上り便』『下り便』の予約は、利用する日の前日 13 時までに予約センターに電話、若しくは乗務員をとおして予約する。

イ) このはな号到着後 5 分以内、若しくは指定時刻までに乗車がない場合には、運行に支障をきたすためキャンセルと判断し、乗車がなくても出発する。

この場合は、理由の如何により、初乗り運賃を後日徴収することができる事とする。

ウ) 利用者は、予約後に変更やキャンセルが発生した場合には速やかに予約センターに連絡する。その場合のキャンセル料は発生しない。

② 『上り便』

利用者は、各地域（自宅）の出発時刻（指定時刻）に速やかに出発できるように玄関前等で待機する。

③ 『下り便』

利用者は、指定地区の出発時刻（指定時刻）に速やかに出発できるように指定地区の施設入口等で待機する。

④ 『上り便』『下り便』の予約締切時間（再掲）

『上り便』『下り便』の予約締切時間は、利用便出発時刻の前日 13 時までとする。

12. 予約センター業務内容

実施計画第 18 項に関する予約センターの業務内容は次のとおりである。

① 総括

予約センターの業務は、事業受託者の配車センターが請負うものとする。ただし、事業受託者が 2 社以上ある場合は、主事業者を選定し、主事業者が一括して請負うものとする。

② 予約受付

ア) 予約センターが『上り便』『下り便』の予約を受ける場合には(1)氏名、(2)登録番号、(3)利用日時（便名）、(4)乗車人数、(5)行き先（降車場所）、(6)乗車場所、(7)逆便の利用時間と指定地区名、(8)コース運行・特例運行の別を確認する。

イ) 予約センターは、『上り便』『下り便』の予約締切後、速やかに配車計画を策定する。

13. 運行営業所業務内容

① 運行営業所は、予約センターから送付されてきた配車計画表（様式 5）に沿って、『安全』『正確』『迅速』をモットーに運行業務を遂行する。

② 運行営業所は、運行モットー及び乗合タクシー業務を乗務員に熟知させるため、従事乗務員には必ず事前研修等を実施する。

③ 運行営業所の乗務員は、利用者下車後速やかに運転日誌（様式 6）を記入するほか、運行協議会より依頼のあったアンケート等に運行業務に支障がない範囲で協力する。

④ 運行営業所の乗務員が利用者から『上り便』や『下り便』の予約を受けた場合には、遅延なく予約センターにその旨を連絡する。

14. 委 任

この運行計画及び細部計画に定めるもののほか、このはな号の運行に必要な事項は、会長が別に定めるほか、一般乗合旅客自動車運送事業標準運送約款（昭和62年1月23日・運輸省告示第49号）を適用する。